令和７年（ワ）第５６１号　損害賠償等請求事件
原　告　　エンブレム札幌清田管理組合
被　告　　日本システム企画株式会社

被告証拠説明書(5)

令和８年８月２６日

札幌地方裁判所　民事第３部　３係　御中

被告　訴訟代理人弁護士　　藤　原　大　吾

頭書事件について、以下の通り証拠説明をする。
（なお、参照箇所について、便宜上、代理人において写しに黄色の着色をする。
また、従前の書面で用いた略語は、本書でも同様に用いる。）

【乙】号証	標　目（原本写しの別）		作成者 作成日	立証趣旨（備　考）
３９	設置実績一覧表＜北海道＞	写し	被告 ２０２６（Ｒ８）．３	北海道内におけるパイプテクターの設置実績表。 No.３６以降が、松下博之（陳述書（乙５１）の作成者）のパイプテクター販売実績である。
４０	見積書	写し	被告 ２０１８（Ｈ３０）．３．１４	被告が原告に対し、２０１８年３月１４日に、見積書を提示してパイプテクターの設置について説明している事実。
４１	水道水の濁り水（赤水）の対応について（我孫子市HP）	写し	我孫子市水道局 ２０２５（Ｒ７）．８．１２	赤錆が水に溶けやすい性質を有する事実。
４２	効果検証結果報告書（葛西昌医会病院）（設置１年後）	写し	被告 ２０２２（Ｒ４）．７．８	被告が葛西昌医会病院に設置したパイプテクターの採水調査において、同医院総務課・課長の新田崇職員が、設置前（R2.11.4）、設置２週間後（R2.12.25）、設置４週間後（R3.1.8）及び設置１年後（R4.6.21）の採水に立ち会っている事実を新田職員が署名押印して（４～６頁）明らかにしている事実。

４３	黒錆質量分析結果報告書	写し	被告 ２０１６（Ｈ２８）．２．１２	1．新宿東京海上日動ビルの冷却水ポンプ一次側熱源水配管(SGP 200A)にパイプテクターを設置する3日前の平成28(2016)年1月24日に、高砂熱学工業株式会社の技術部の社員立会の下、黒錆重量比を測定している事実。 2．上記測定結果は、0．9％であった事実（２頁）。
４４	黒錆質量分析結果報告書界面の説明	写し	被告 ２０１６（Ｈ２８）．１１．２	1．新宿東京海上日動ビルに、平成２８（２０１６）年１月２７日、冷却に、水ポンプ一次側熱源水配管（SGP　200A）にパイプテクターを設置した事実。 2．上記パイプテクターを設置後の実稼働6ヶ月後に高砂熱学工業株式会社の技術部の社員立会の下、黒錆重量比を測定している事実。 3．上記測定結果は、16．9％であった事実（２頁）。 4．このため、パイプテクター設置前（乙４３）後（乙４４）で黒錆重量比を測定した結果、黒錆は約１８．７（１６．９÷０．９）倍になっている事実（２頁）。
４５	新千歳空港設置実施例 （1期～6期）	写し	原告 ２０２６（Ｒ８）．８．１８	新千歳空港（北海道空港株式会社）が、２０１３（平成２５）年から２０２２（令和４）年までの９年間に７回もパイプテクターを購入・設置している事実。
４６	登記情報 （北海道空港株式会社）	写し	２０２６（Ｒ８）．８．１８	北海道空港株式会社は、空港の機能を確保するために必要な施設の管理等を業とする会社であること。

４７の１	礼文町議会定例会審議結果（令和４年第２回）	写し	礼文町 ２０２２（Ｒ４）．６	令和４年第２回礼文町議会定例会において、礼文町国民健康保険船舶診療所の給水・給湯配管の赤錆防止および配管更正策として（議案第１３号）、パイプテクターを設置することが承認されている事実。
４７の２	審議結果（礼文町HP）	写し	礼文町	礼文町議会定例会審議結果（令和４年第２回）（乙４７の１）の入手先ＨＰ
４８	設置報告書	写し	被告 ２０２２（Ｒ４）．６．２７	礼文町国民健康保険船舶診療所に令和４年６月２３日及び２４日にパイプテクターを設置した事実。
４９	水酸化鉄について	写し	ChemicalBook Inc （手書は被告）	赤錆の水溶解度は、１．５mg／ℓである事実。
５０	全私学新聞（抜粋）	写し	全私学新聞運営委員会 ２００２（Ｈ１４）．７．１３	日本大学工学部（福島県郡山市）の物質化学工学科の平山和雄教授が、パイプテクター設置前後で採水調査をして、水分中の鉄（酸化鉄）の値は、大きく改善したので、パイプテクターには防錆効果があることを確認した事実。
５１	陳述書	写し	松下　博之 （被告　北海道支店長） ２０２６（Ｒ８）．８．２４	本件契約（乙３）締結に至る経緯、パイプテクターに防錆効果があることを示す４つの調査、及び本訴訟に関連する一切の事実。

以　上